

令和5年1月

会 員 各 位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善愛媛県地方協議会

改善基準告示の改正に関する調査の協力方について

働き方改革の推進に向けて、令和4年12月に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が改正（以下「改正改善基準告示」という。）され、令和6年4月から時間外労働の上限規制と併せて、適用が開始されます（別添資料参照）。

本調査は、改正改善基準告示の適用開始まで残り1年と迫った中、県内の運送事業者の対応状況や課題を把握し、今後の周知・支援を検討するために実施するものです。

業務ご多忙のこととは存じますが、調査事項についてご記入いただき、メール又はFAXにてご返送下さいますようお願い申し上げます。

[調 査 月] 令和5年1月

[提出期日] 令和5年2月10日（金）

メール（gyoumu@eta1069.jp）またはFAX（089-993-5501）にてご回答
ください。

[問合わせ先] 愛媛県トラック協会 業務課（佐々木・巻木）

（会社名）

調 査 票（令和5年1月）

問1 御社の状況について

- (1) 車両台数 _____ 台（内被けん引車 _____ 台）
- (2) ドライバー人数 _____ 名
- (3) 運送契約について（主な契約をお選びください。）
ア 元請契約 イ 下請契約 ウ 二次下請契約以上

問2 改正改善基準告示に向けた対応について

- (1) 改正改善基準告示の適用により、輸送にどのような影響が想定されますか。（あてはまるもの全てに○を付してください。）
- ア 運行回数が減少する。
- イ ドライバーの増員が必要となる。
- ウ 現時点で改正改善基準告示を遵守できており、影響はない。
- エ その他 [具体的に： _____]

(2) 改正改善基準告示の遵守に向けて、課題となることは何ですか。(あてはまるもの全てに○を付してください。)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ア 運行行程の見直し | イ パレット輸送の導入等、輸送方法の変更 |
| ウ 運賃の見直し | エ 他の輸送手段(船やJR等)の組み合わせ |
| オ 共同配送 | カ 発荷主で発生する待ち時間の解消 |
| キ ドライバーの確保 | ク 着荷主で発生する待ち時間の解消 |
| ケ 運転以外の附帯業務の見直し | |
| コ その他 [具体的に: _____] | |

(3) 改正改善基準告示の遵守に向けて、自社に与える影響について対策を実施又は検討していますか。(該当する記号に○を付してください。)

- ア 具体的な対策を実施している。[実施内容(※1): _____]
- イ 具体的な対策を検討している。[検討内容(※1): _____]
- (※1 実施又は検討している内容を上記(2)ア～コの中から選択して記入ください。)
- ウ 具体的な対策は何も検討していない。
- エ その他 [具体的に: _____]

問3 荷待ち時間の解消に向けた発着荷主との協議状況等について

(1) 荷積み・荷卸しの際、荷主等による荷待ちは発生していますか。(発荷主及び着荷主それぞれ該当する記号に○を付してください。ア又はイを選択した場合は、矢印以降の各設問について、それぞれご回答ください。)

【発荷主】

- ア 発生している。
- ① 荷主の所在地 (右記から選択) [県内 ・ 県外]
- ② 1月当たりの荷待ち時間 (下記から選択)
- [10時間未満 ・ 10時間以上～20時間未満 ・ 20時間以上]
- ③ 荷待ちを指示された時期 (下記から選択)
- [1ヶ月以内 ・ 3ヶ月以内 ・ 6ヶ月以内 ・ 1年以内]
- ④ 荷主の業態(※2から選択) [_____]
- ⑤ 品目(※3から選択) [_____]
- イ 発生しているが、時間までは把握していない。
- ① 荷主の所在地 (右記から選択) [県内 ・ 県外]
- ② 荷主の業態(※2から選択) [_____]
- ③ 品目 (※3から選択) [_____]
- ウ 発生していない → 問4へ
- エ その他 [具体的に: _____]

【着荷主】

ア 発生している。

→① 荷主の所在地 (右記から選択) [県内 ・ 県外]

② 1月当たりの荷待ち時間 (下記から選択)

[10 時間未満 ・ 10 時間以上～20 時間未満 ・ 20 時間以上]

③ 荷待ちを指示された時期 (下記から選択)

[1 ヶ月以内 ・ 3 ヶ月以内 ・ 6 ヶ月以内 ・ 1 年以内]

④ 荷主の業態 (※2 から選択) []

⑤ 品目 (※3 から選択) []

イ 発生しているが、時間までは把握していない。

→① 荷主の所在地 (右記から選択) [県内 ・ 県外]

② 荷主の業態 (※2 から選択) []

③ 品目 (※3 から選択) []

ウ 発生していない → 問4へ

エ その他 [具体的に:]

※2 業態 (以下から選択してください。チ 他は解答欄に業態を記入ください。)

ア 農産物の出荷団体	イ 水産物の出荷団体	ウ 建設業
エ 卸売業	オ 小売業	カ 倉庫業
キ 元請の運送事業者	ク 製造業 (紙・パルプ)	ケ 製造業 (電気・機械・精密)
コ 製造業 (自動車)	サ 製造業 (化学製品)	シ 製造業 (金属・金属製品)
ス 製造業 (建材)	セ 製造業 (飲料品)	ソ 製造業 (食料品)
タ 製造業 (日用品)	チ その他 ()	

※3 品目 (以下から選択してください。シ 他は解答欄に品目を記入ください。)

ア 加工食品	イ 日用品	ウ 機械・機械部品
エ 建設資材 (砂利含む)	オ 紙・パルプ	カ 金属・金属加工品
キ 化学品	ク 農産物 (柑橘類)	ケ 水産物
コ 林産物	サ 繊維工業品	シ その他 ()

(2) 荷待ちが発生する理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○を付してください。)

ア 出荷体制・受入れ体制が整っていないため。

イ 受付や指定時間が他社と集中する時間帯のため

ウ スペースや人員の不足等で作業に時間がかかるため

エ 入荷作業、出荷作業が優先されるため

オ その他 [具体的に:]

- (3) 荷待ち時間の解消等に向けて、発着荷主へ協議や申し入れを実施していますか。
(発荷主・着荷主それぞれお選びください。)

発荷主： _____ 着荷主： _____

- ア 協議や申し入れを実施し、改善された
[改善内容： _____]
- イ 協議や申し入れを実施し、協議中または改善が検討されている。
- ウ 協議や申し入れを実施し、改善されていない。
- エ 協議や申し入れを実施していない。
- オ その他 [具体的に： _____]

- (4) 厚生労働省では、荷主等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施するとともに、把握した情報を国土交通省に対して提供することとしております。

については、「要請」の取組に活用するため、長時間の荷待ちを指示している発着荷主等の詳細な情報提供が可能でしたら、以下の内容について、ご教示ください。(要請時は貴社からの情報提供を端緒に訪問した旨の説明は実施しません。)

- ア 荷待ちを指示した会社の名称 [_____]
- イ 所在地 [_____]
- ウ 発着荷主等の区別 (右記から選択) [発荷主 ・ 着荷主 ・ 元請運送事業者]
- エ 長時間の荷待ちを支持された時期 (下記から選択)
[1週間以内 ・ 1ヶ月以内 ・ 3ヶ月以内 ・ 6ヶ月以内 ・ 1年以内]
- オ 長時間の荷待ちを指示された回数 (1ヶ月当たり) [_____ 回]
- カ 1回当たりおおよその荷待ち時間 [_____ 時間]
- キ これまでで最も長かった荷待ち時間 [_____ 時間]
- ク 荷待ちが生じている具体的な状況

- 問4 労働時間等の改善や荷主との取引条件の見直し等について、ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

令和
6年4月~
施行

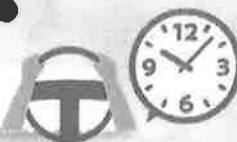


トラック運転者の

労働時間の短縮は
本当に大丈夫か？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp>

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



詳しくは
裏面へ



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より施行予定です。

1年・1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 【例外】 労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1か月：284時間以内 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(注1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(注1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^{(注2)(注3)} 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ● 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ● 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ● 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) <ul style="list-style-type: none"> ● 分割休息は1回3時間以上 ● 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ● 3分割が連続しないよう努める ● 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 <ul style="list-style-type: none"> ● 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間の休息期間を与えることが必要) ● さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関係通達(令和4年基発1223第3号)の内容を念のため作成したもので、令和6年4月1日から適用される。